

【事案Ⅱ－9】入院・通院共済金請求

・ 平成 24 年 11 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が契約者・被共済者となっている 2 件の養老生命共済について、平成 12 年から平成 18 年までの 4 回の入院の入院・手術共済金の請求が父親により行われ、父親の口座に共済金を支払ったことは無効であることの確認と、改めて契約者・被共済者である申立人からの共済金請求を受理して申立人へ共済金を支払うことを求める申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済契約者・被共済者以外の者からの請求および支払は無効である、との判断を求める。また、契約者・被共済者である申立人からの共済金請求を受理して、申立人への共済金支払え、との判断を求める。

(1) 平成 12 年・平成 16 年・平成 18 年 2 月・同年 4 月の入院共済金の請求の受理に関して、父親からの請求を受理し、父親の口座に支払ったのは、共済契約に反しており、請求および支払は無効である、との判断を求める。申立人は、平成 23 年に被申立人に共済金の開示請求をするまで、契約者は共済金が本人以外から請求されて支払われていることを知らなかった。

(2) 上記 (1) の請求内容について、改めて共済契約者・被共済者である申立人からの請求を受理し、当該本人に支払え、との判断を求める。

① 請求当時、申立人は成人しており、父親は申立人の法定代理人ではない。父親が掛金を払っていたが、掛金原資は家計から支払われており、申立人も家計に入金をしていた。

② 請求行為は、父親が窓口で行なったものである。請求書類に契約者確認済と記載があるが、申立人は確認を受けていない。請求者と申立人は、当時から確執があり本共済契約の取引状況を知らされておらず、確認連絡があった場合に同意することはあり得ない。

③ 申立人が共済金請求の権利行使できなかったのは、被申立人が共済金支払の際に申立人の意思確認を行なわなかった、故意の不法行為によるものであり、時効を援用するのは信義則に反する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

(1) 入院共済金は被共済者が来店できず、請求関係書類を家族が持参した

場合も、本人の利便性を考慮して受理し、被共済者以外の口座へ振込の場合は、担当者が電話連絡等により被共済者本人からの請求であることを確認した上で受理をしている。当該請求でも担当者の確認記録が残っている。なお、平成12年の請求については、書類保存期間が経過しているため請求書は残っていない。

- (2) 被申立人は平成20年5月の書面にて、平成9年10月契約の養老生命共済の入院共済金を支払った事実を知らせている。また、平成5年7月契約の養老生命共済は、平成20年2月に解約し解約返戻金が申立人口座に振り込まれているが、いずれの時点でも、支払内容を開示しており、申立人から共済金支払いについて、何らの異議申し立てはなかった。知らなかったということはある得ない。
- (3) 申立人の家計および家族の状況は知らないが、本件の各請求手続きにおいて、申立人の意思確認が行なわれており、被申立人らの支払手続きは適正に行われている。
- (4) 仮に、本件各共済金の支払手続きに何らかの問題があったとしても、申立人による共済金にかかる請求権は、全て時効により消滅している。改正前商法683条・663条では生命保険契約における保険金支払義務は2年と定められ、養老生命共済約款14条でも支払手続きを2年間怠ったときは支払わないことができると定めている。被申立人は消滅時効を援用する。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議し、次の理由により、申立人の請求を認めることはできないとの裁定をし、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の父の共済金請求が無効であることの確認の訴えは、特定した権利の存在・不存在の確認を求めるものであり、確認によって紛争の解決が期待できる場合を除き許されない。本件で申立人は、入院・手術共済金の支払いを求めており、申立人の父の共済金請求が無効であることを確認しても、本件の共済金請求に関する紛争の抜本的な解決がはかれるわけではなく、確認の利益を欠くものであり、こうした申立を裁定手続において認めるべきではないと考える。したがって、この請求は不適法として却下を免れない。
- (2) 申立人の入院・手術共済金の支払請求について、支払い事由が発生したことは、当事者間に争いが無い。被申立人は、申立人に支払ったこと及び仮に支払われていないとしても時効により消滅したと主張する。以下の事情を考慮すれば、本件における被申立人の時効の援用が信義則に

反するものとは認められない。したがって、本件の入院共済金請求権は、時効により消滅しており、申立人の請求（２）は理由がなく、その請求は棄却すべきものである。

- ① 約款では時効期間を２年間とし、消滅時効の起算点について、定めがされていない。本件約款上、入院共済金請求権が発生するのは、入院が継続して１０日以上となったときである。本件の最も起算点が遅い入院共済金請求権は、平成１８年４月に発生している。手術共済金請求権は、平成１８年３月に発生している。約款上、共済金請求は、支払事由が発生した日から１ヶ月以内に請求しなければならず、共済金は、請求に必要な書類が被申立組合に到達した日から１ヶ月以内に支払わなければならないと規定されている。
- ② 共済金請求権の消滅時効の起算点は、(a) 共済事故発生時 (b) 共済金請求者が共済事故の発生を知った時 (c) 約款で定められた猶予期間が経過した時、とする考え方がありうるが、本件ではそのいずれも、現時点で２年間が経過していることは明らかであり、平成１８年の入院・手術の入院・手術共済金請求権は、すでに時効により消滅している。したがって、これより前に発生した入院共済金請求権も同様に時効によって消滅している。
- ③ 申立人は、被申立人の時効援用が信義則に反すると主張する。共済金請求権に短期消滅時効が採用されているのは、一般に保険制度の技術性・団体性のため、相当期間経過後に過去の保険金請求を認めることは保険事業の円滑な運営を阻害し、迅速決済が実現されないためであるとされており、その理由は合理的なものと考えられる。また、当時の客観的状況に照らし、仮に現実に権利行使を期待しえない特段の事情があったとしても、本件では、ア) 申立人は平成２０年５月の被申立人書面により入院共済金の支払いの事実を知り得た。イ) 平成５年７月契約の養老共済契約は平成２０年２月付で解約され、平成９年１０月契約の養老共済契約についても裁定申立てにより解約返戻金の請求がなされたが、解約返戻金の受領により平成２０年７月で裁定申立の取り下げをしている。以上の事実から、申立人は遅くとも平成２０年７月には本件の入院・手術共済金請求権の発生を認識し、権利行使が客観的に可能であった。平成２０年７月から２年以上が経過しており、いずれにしても、現時点では消滅時効が完成している。